

機関等の共同設置に関する規約例

①委員会、委員等の共同設置の場合

(参考：松本英昭著「逐条地方自治法」学陽書房)

A市B町C町〇〇委員会（〇〇委員）（〇〇主事）共同設置規約

(共同設置する市町)

第一条 A市、B町及びC町（以下「関係市町」という。）は、共同して〇〇委員会（〇〇委員）（〇〇主事）を設置するものとする。

(名称)

第二条 この〇〇委員会（〇〇委員）（〇〇主事）は、A市B町C町〇〇委員会（〇〇委員）（〇〇主事）（以下「〇〇委員会」「(〇〇委員)」「(〇〇主事)」という。）という。

(〇〇委員会（〇〇委員）（〇〇主事）の執務場所)

第三条 〇〇委員会（〇〇委員）（〇〇主事）の執務場所は、〇〇県A市〇〇町〇〇番地A市役所内とする。

(〇〇委員会（〇〇委員）（〇〇主事）の選任方法)

第四条 〇〇委員会の委員（及び補充員）は、A市議会がこれを選挙するものとする。

- 2 A市長は、前項の規定により選任された委員（及び補充員）の氏名及び経歴を、B町及びC町（以下「関係町」という。）の長に通知しなければならない。
- 3 A市長は、委員（補充員）に欠員を生じこれに伴い後任者の選任を行ったときは、後任委員（補充員）の氏名及び経歴を関係町長に通知しなければならない。

[第四条 〇〇委員会の委員（及び補充員）は、関係市町長が協議により定めた候補者について、A市議会がこれを選挙するものとする。

- 2 前項の選挙を行う場合においては、A市長は、予め候補者の経歴書をA市議会に送付しなければならない。
- 3 〇〇委員会の委員（〇〇委員会の委員の補充員）に欠員を生じたときは、

A市長は、○日以内に、その旨を関係町長に通知するとともに、関係町長と協議して委員（補充員）の候補者を定め、前二項の例によりA市議会は、これについて選挙を行うものとする。]

[第四条 ○○委員会の委員（及び補充員）は、関係市町長が協議により定めた候補者について関係市町の議会がこれを選挙するものとする。

- 2 前項の規定による選挙により、すべての関係市町の議会において当選した者は、○○委員会の委員（○○委員会の○○委員の補充員）として当選したものとする。
- 3 第一項の規定による選挙を行った結果、当選人がないとき、又は定数に足りないときは、前項の規定による当選人を除き、第一項の例により、再選挙を行わなければならない。
- 4 第一項又は前項の規定による選挙を行う場合においては、関係市町長は、予め候補者の経歴書を当該市町の議会に送付しなければならない。
- 5 ○○委員会の委員（及び補充員）は、A市の職員とみなす。
- 6 ○○委員会の委員（又は○○委員会の委員の補充員）に欠員を生じたときは、A市長は、○日以内に、その旨を関係町長に通知するとともに、関係町長と協議して委員（補充員）の候補者を定め、第一項から第四項までの例により関係市町議会は、これについて選挙を行うものとする。]

[第四条 ○○委員会の委員（○○委員）は、A市長が、A市議会の同意を得て選任するものとする。

- 2 A市長は、前項の規定により選任された委員の氏名及び経歴を、関係町長に通知しなければならない。
- 3 A市長は、委員に欠員を生じこれに伴い後任者の選任を行ったときは、当該後任委員の氏名及び経歴を関係町長に通知しなければならない。]

[第四条 ○○委員会の委員（○○委員）は、関係市町長が協議により定めた委員の候補者について、A市長が、A市議会の同意を得て選任するものとする。

- 2 前項の規定により、A市長がA市議会の同意を得る場合においては、A市長は、予め候補者の経歴書をA市議会に送付しなければならない。
- 3 第一項の規定によるA市議会の同意が得られないときは、関係市町長は、再び協議により、同意を得られなかった候補者に代る候補者を定め、前二項の例により○○委員会の委員（○○委員）を選任するものとする。
- 4 ○○委員会の委員（○○委員）に欠員を生じたときは、A市長は、○日以

内に、その旨を関係町長に通知するとともに、前三項の例により、当該委員会の委員（〇〇委員）を選任するものとする。]

[第四条 〇〇委員会の委員（〇〇委員）は、関係市町長が協議により定めた委員の候補者について、それぞれの関係市町長が当該市町の議会の同意を得た上、A市長が選任するものとする。

- 2 前項の規定により、それぞれの関係市町長が当該市町の議会の同意を得る場合においては、それぞれの関係市町長は、候補者の経歴書を当該市町の議会に送付しなければならない。
- 3 第一項の規定によるすべての関係市町の議会の同意が得られないときは、関係市町長は、再び協議により、同意を得られなかつた候補者に代る候補者を定め、前二項の例により、当該〇〇委員会の委員（〇〇委員）を選任するものとする。
- 4 〇〇委員会の委員（〇〇委員）に欠員を生じたときは、A市長は、〇日以内に、その旨を関係町長に通知するとともに、前三項の例により、〇〇委員会の委員（〇〇委員）を選任するものとする。]

[第四条 〇〇委員会の委員（〇〇委員）（〇〇主事）は、A市長（A市〇〇委員会）（A市〇〇委員）が、A市長の事務を補助する職員の中から（A市〇〇委員会の事務を補助する職員の中から）（A市〇〇委員の事務を補助する職員の中から）これを選任するものとする。

- 2 A市長は、前項の規定により選任された委員（〇〇委員）（〇〇主事）の氏名及び経歴を、関係町長に通知しなければならない。
- 3 A市長は、委員（〇〇委員）（〇〇主事）に欠員を生じ（が欠け）これに伴い後任者を選任したときは、当該後任者の氏名及び経歴を関係町長に通知しなければならない。
- 4 〇〇主事の定数は、〇人とする。]

[第四条 〇〇委員会の委員（〇〇委員）（〇〇主事）は、関係市町長（〇〇委員会）（〇〇委員）が協議して定める候補者（吏員その他の職員）について、A市長（A市〇〇委員会）（A市〇〇委員）がこれを選任する。

- 2 〇〇委員会の委員（〇〇委員）（〇〇主事）に欠員を生じたとき（欠けたとき）は、A市長（A市〇〇委員会）（A市〇〇委員）は、〇日以内に、その旨を関係町長（〇〇委員会）（〇〇委員）に通知するとともに、第一項の例により当該委員会の委員（〇〇委員）（〇〇主事）を選任するものとする。
- 3 〇〇主事の定数は、〇人とする。

(〇〇委員会 (〇〇委員) の事務を補助する A 市の職員)

第五条 〇〇委員会 (〇〇委員) の事務を補助する A 市の職員の定数は、関係市町長が協議して定めるものとする。

(負担金)

第六条 〇〇委員会の委員 (〇〇委員) (〇〇主事) に関する関係市町の負担金の額は、関係市町長がその協議により決定しなければならない。

- 2 関係町は、前項の規定による負担金を、A 市に交付しなければならない。
- 3 前項の負担金の交付の時期については、関係市町がその協議により定める。

(特定の事務に要する経費)

第七条 関係市町のうち、特定の市町が専ら当該市町のために〇〇委員会 (〇〇委員) (〇〇主事) をして特定の事務を管理し及び執行させる場合においては、当該市町は、これに要する経費を、前条第一項の規定による負担金とは別に、A 市に交付するものとする。

- 2 前項の経費は、第八条に規定する特別会計中に計上するものとする。

[第七条 関係市町のうち、特定の市町が専ら当該市町のために〇〇委員会 (〇〇委員) (〇〇主事) をして特定の事務を管理し及び執行させる場合においては、当該市町は、前条の規定による負担金とは別に、これに要する経費を、当該市町の予算に計上して支出するようにしなければならない。]

(〇〇委員会 (〇〇委員) (〇〇主事) に関する A 市の予算)

第八条 〇〇委員会 (〇〇委員) (〇〇主事) に関する A 市の予算は、これを特別会計とする。

(〇〇委員会 (〇〇委員) (〇〇主事) に関する A 市の決算報告)

第九条 A 市長は、〇〇委員会 (〇〇委員) (〇〇主事) に関する決算を A 市議会の認定に付したときは、当該決算を、関係町長に報告しなければならない。

(〇〇委員会 (〇〇委員) (〇〇主事) の事務の管理及び執行に関する条例、規則並びにその他の規程)

第十条 〇〇委員会 (〇〇委員) (〇〇主事) の事務の管理及び執行に関する条例、規則並びにその他の規程については、関係市町 (関係市町長) は、これを相互に調整するように努めなければならない。

(〇〇委員会の委員(〇〇委員)(〇〇主事)の身分の取扱に関する条例、規則並びにその他の規程)

第十一条 A市は、〇〇委員会の委員(〇〇委員)(〇〇主事)の報酬、費用弁償の額及びその支給方法並びに給料、旅費の額、その支給方法及び退職年金又は退職一時金に関する条例、規則その他の規程を制定又は改廃する場合には、予め関係町と協議しなければならない。

2 前項の規定による条例、規則並びにその他の規程を、A市が制定又は改廃したときは、関係町長は、当該条例、規則並びにその他の規程を公表しなければならない。

(〇〇委員会の委員(〇〇委員)(〇〇主事)の懲戒処分等)

第十二条 A市長は、〇〇委員会の委員(〇〇委員)(〇〇主事)の懲戒処分をするとき及びその退職につき承認を与える場合においては、予め関係町長と協議しなければならない。

(補則)

第十三条 この規約に定めるものを除く外、〇〇委員会(〇〇委員)(〇〇主事)の担任する事務に関し必要な事項は、関係市町長が協議して定める。

附 則

- 1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。
- 2 関係町長は、この規約施行の際現に効力を有する第十一条第一項の規定によるA市の〇〇条例(規則)(規程)を公表しなければならない。

②議会事務局の共同設置の場合

(参考：平成23年8月1日付け総務省自治行政局市町村体制整備課事務連絡)

A市B市議会事務局共同設置規約

(共同設置する地方公共団体)

第一条 A市及びB市(以下「関係団体」という。)は、関係団体の議会に関する事務を処理するため、共同して、地方自治法(昭和二十二年法律六十七号)第三百三十八条第二項に規定する議会事務局を設置するものとする。

(名称)

第二条 第一条に規定する議会事務局は、A市B市議会事務局(以下「事務局」という。)という。

(事務局の執務場所)

第三条 事務局の執務場所は、A市(B市)役所内とする。

【規約で定める関係団体の議会の議長が選任する場合】

(事務局の職員の選任方法)

第四条 事務局の職員は、A市(B市)(以下「代表団体」という。)の議会の議長がこれを選任する。

- 事務局の職員の定数は、関係団体の議会の議長の協議により決定する。
- 代表団体の議会の議長は、第一項の規定により職員を選任した場合は、速やかに、その旨を関係団体の議会の議長に通知しなければならない。
- 代表団体の議会の議長は、職員に欠員が生じ、これに伴い後任者を選任した場合は、速やかに、その旨を関係団体の議会の議長に通知しなければならない。

【関係団体の議会の議長が協議により定めた者について規約で定める関係団体の議会の議長が選任する場合】

(事務局の職員の選任方法)

第四条 事務局の職員は、関係団体の議会の議長が協議して定める候補者について、A市(B市)(以下、「代表団体」という。)の議会の議長がこれを選任する。

- 事務局の職員の定数は、関係団体の議会の議長の協議により決定する。

- 3 代表団体の議会の議長は、第一項の規定により職員を選任した場合は、速やかに、その旨を関係団体の議会の議長に通知しなければならない。
- 4 職員に欠員が生じたときは、代表団体の議会の議長は、〇日以内に、その旨を関係団体の議会の議長に通知し、第一項の規定により後任者を選任するものとする。

(負担金)

第五条 事務局に関する関係団体の負担金の額は、関係団体がその協議により決定しなければならない。

- 2 関係団体は、前項の規定による負担金を代表団体に交付しなければならない。
- 3 前項の負担金の交付の時期は、関係団体がその協議により定める。

(特定の事務に要する経費)

第六条 関係団体のうち、特定の団体が専ら当該団体のために事務局をして特定の事務を管理し及び執行させる場合においては、当該団体は、これに要する経費を、前条の規定による負担金とは別に、代表団体に交付するものとする。

- 2 前項の経費は、第七条に規定する特別会計中に計上するものとする。

(事務局に関する予算)

第七条 事務局に関する予算は、代表団体の特別会計とする。

(事務局に関する決算)

第八条 代表団体の議会の議長は、事務局に関する決算を代表団体の議会の認定に付したときは、当該決算を、関係団体の議会の議長に報告しなければならない。

(事務局に関する関係団体の諸規程)

第九条 議会事務局に関する条例、規則その他の規程については、関係団体は、これを相互に調整するように努めなければならない。

(事務局の職員の身分取扱い)

第十条 代表団体の長は、事務局の職員の報酬、費用弁償の額及びその支給方法その他職員の身分取扱いに関する条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ関係団体の長と協議しなければ

ばならない。

- 2 前項の規定による条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃したときは、代表団体の長は、当該条例、規則その他の規程を公表しなければならない。

(事務局の職員の懲戒処分)

第十一条 代表団体の長は、事務局の職員の懲戒処分をするとき及びその退職につき承認を与える場合においては、あらかじめ関係団体の長と協議しなければならない。

(補則)

第十二条 この規約に定めるものを除くほか、事務局の担任する事務に関し必要な事項は、関係団体が協議して定める。

附 則

- 1 この規約は○年○月○日から施行する。
- 2 関係団体は、施行後に効力を有する第十条第一項の規定による代表団体の関係条例、規則その他の規程を公表しなければならない。

③行政機関（保健所）の共同設置の場合

（参考：平成23年8月1日付け総務省自治行政局市町村体制整備課事務連絡）

A県B市保健所共同設置規約

（共同設置する地方公共団体）

第一条 A県及びB市（以下「関係団体」という。）は、共同して、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項に規定する保健所を設置するものとする。

（名称）

第二条 第一条に規定する保健所は、A県B市保健所（以下「保健所」という。）という。

（保健所の執務場所及び所管区域）

第三条 保健所の執務場所は、A県B市〇町〇番地とする。

2 保健所の所管区域は、B市及びC郡とする。

【規約で定める関係団体の長が選任する場合】

（保健所長及び職員の選任方法）

第四条 地域保健法第十条の規定に基づく保健所長及び職員は、A県（B市）（以下「代表団体」という。）の長がこれを選任する。

2 保健所の職員の定数は、関係団体の長の協議により決定する。

3 代表団体の長は、第一項の規定により所長及び職員を選任した場合は、速やかに、その旨を関係団体の長に通知しなければならない。

4 保健所長及び職員に欠員が生じ、これに伴い後任者を選任した場合は、速やかに、その旨を関係団体の長に通知しなければならない。

【関係団体の長が協議により定めた者について規約で定める関係団体の長が選任する場合】

（保健所長及び職員の選任方法）

第四条 地域保健法第十条の規定に基づく保健所長及び職員は、関係団体の長が協議して定める候補者について、A県（B市）（以下、「代表団体」という。）の長がこれを選任する。

2 保健所の職員の定数は、関係団体の長の協議により決定する。

- 3 代表団体の長は、第一項の規定により所長及び職員を選任した場合は、速やかに、その旨を関係団体の長に通知しなければならない。
- 4 保健所長及び職員に欠員が生じたときは、代表団体の長は、○日以内に、その旨を関係団体の長に通知し、第一項の規定により後任者を選任するものとする。

(負担金)

第五条 保健所に関する関係団体の負担金の額は、関係団体がその協議により決定しなければならない。

- 2 関係団体は、前項の規定による負担金を代表団体に交付しなければならない。
- 3 前項の負担金の交付の時期は、関係団体がその協議により定める。

(特定の事務に要する経費)

第六条 関係団体のうち、特定の団体が専ら当該団体のために保健所をして特定の事務を管理し及び執行させる場合においては、当該団体は、これに要する経費を、前条の規定による負担金とは別に、代表団体に交付するものとする。

- 2 前項の経費は、第七条に規定する特別会計中に計上するものとする。

(保健所に関する予算)

第七条 保健所に関する予算（当該共同して設置する保健所に関する負担金に係る部分に限る。）は、代表団体の特別会計とする。

(保健所に関する決算)

第八条 代表団体の長は、保健所に関する決算を代表団体の議会の認定に付したときは、当該決算を、関係団体の長に報告しなければならない。

(保健所に関する関係団体の諸規程)

第九条 保健所に関する条例、規則その他の規程については、関係団体は、これを相互に調整するように努めなければならない。

(保健所長及び職員の身分取扱い)

第十条 代表団体の長は、保健所長及び職員の報酬、費用弁償の額及びその支給方法その他所長及び職員の身分取扱いに関する条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ関係団体の長と

協議しなければならない。

- 2 前項の規定による条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃したときは、関係団体の長は、当該条例、規則その他の規程を公表しなければならない。

(保健所長及び職員の懲戒免職)

第十一条 代表団体の長は、保健所の所長及び職員の懲戒処分をするとき及びその退職につき承認を与える場合においては、あらかじめ関係団体の長と協議しなければならない。

(補則)

第十二条 この規約に定めるものを除くほか、保健所の担任する事務に関し必要な事項は、関係団体が協議して定める。

附 則

- 1 この規約は○年○月○日から施行する。
- 2 関係団体は、施行後に効力を有する第十一条第一項の規定による代表団体の関係条例、規則その他の規程を公表しなければならない。

④内部組織（税務課）の共同設置の場合

（参考：平成23年8月1日付け総務省自治行政局市町村体制整備課事務連絡）

A市B市税務課共同設置規約

（共同設置する地方公共団体）

第一条 A市及びB市（以下「関係団体」という。）は、共同して、税務課を設置するものとする。

（名称）

第二条 第一条に規定する税務課は、A市B市税務課（以下「税務課」という。）という。

（税務課の執務場所）

第三条 税務課の執務場所は、A市役所（B市役所）内とする。

【規約で定める関係団体の長が選任する場合】

（税務課職員の選任方法）

第四条 税務課の職員は、A市（B市）（以下「代表団体」という。）の長がこれを選任する。

- 2 税務課の職員の定数は、関係団体の長の協議により決定する。
- 3 代表団体の長は、第一項の規定により所長及び職員を選任した場合は、速やかに、その旨を関係団体の長に通知しなければならない。
- 4 税務課の職員に欠員が生じ、これに伴い後任者を選任した場合は、速やかに、その旨を関係団体の長に通知しなければならない。

【関係団体の長が協議により定めた者について規約で定める関係団体の長が選任する場合】

（税務課職員の選任方法）

第四条 税務課の職員は、関係団体の長が協議して定める職員の候補者について、A市（B市）（以下「代表団体」という。）の長がこれを選任する。

- 2 税務課の職員の定数は、関係団体の長の協議により決定する。
- 3 代表団体の長は、第一項の規定により所長及び職員を選任した場合は、速やかに、その旨を関係団体の長に通知しなければならない。
- 4 税務課の職員に欠員が生じたときは、代表団体の長は、○日以内に、その

旨を関係団体の長に通知し、第一項の規定により後任者を選任するものとする。

(負担金)

第五条 税務課に関する関係団体の負担金の額は、関係団体がその協議により決定しなければならない。

- 2 関係団体は、前項の規定による負担金を、代表団体に交付しなければならない。
- 3 前項の負担金の交付の時期については、関係団体がその協議により定める。

(特定の事務に要する経費)

第六条 関係団体のうち、特定の団体が専ら当該団体のために税務課をして特定の事務を管理し及び執行させる場合においては、当該団体は、これに要する経費を、前条第一項の規定による負担金とは別に、代表団体に交付するものとする。

- 2 前項の経費は、第七条に規定する特別会計中に計上するものとする。

(税務課に関する予算)

第七条 税務課に関する予算は、代表団体の特別会計とする。

(税務課に関する決算)

第八条 代表団体の長は、税務課に関する決算を代表団体の議会の認定に付したときは、当該決算を、関係団体の長に報告しなければならない。

(税務課に関する関係団体の諸規程)

第九条 税務課に関する条例、規則その他の規程については、関係団体は、これを相互に調整するように努めなければならない。

(税務課の職員の身分取扱い)

第十条 代表団体の長は、職員の報酬、費用弁償の額及びその支給方法その他職員の身分取扱いに関する条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ関係団体の長と協議しなければならない。

- 2 前項の規定による条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃したときは、関係団体の長は、当該条例、規則その他の規程を公表しなければならない。

(税務課の職員の懲戒免職)

第十一条 代表団体の長は、職員の懲戒処分をするとき及びその退職につき承認を与える場合においては、あらかじめ関係団体の長と協議しなければならない。

(補則)

第十二条 この規約に定めるものを除くほか、税務課の担任する事務に関し必要な事項は、関係団体の長が協議して定める。

附 則

- 1 この規約は○年○月○日から施行する。
- 2 関係団体は、施行後に効力を有する第十一条第一項の規定による代表団体の関係条例、規則その他の規程を公表しなければならない。

⑤委員会の事務局（監査委員事務局）の共同設置の場合

（参考：平成23年8月1日付け総務省自治行政局市町村体制整備課事務連絡）

A市B市監査委員事務局共同設置規約

（共同設置する地方公共団体）

第一条 A市及びB市（以下「関係団体」という。）は、関係団体の監査委員に関する事務を処理するため、共同して、地方自治法（昭和二十二年法律六十七号）第二百条第二項に規定する監査委員事務局を設置するものとする。

（名称）

第二条 第一条に規定する監査委員事務局は、A市B市監査委員事務局（以下「事務局」という。）という。

（事務局の執務場所）

第三条 事務局の執務場所は、A市役所（B市役所）内とする。

【規約で定める関係団体の代表監査委員が選任する場合】

（事務局の職員の選任方法）

第四条 事務局の職員は、A市（B市）（以下「代表団体」という。）の代表監査委員がこれを選任する。

- 事務局の職員の定数は、関係団体の代表監査委員の協議により決定する。
- 代表団体の代表監査委員は、第一項の規定により職員を選任した場合は、速やかに、その旨を関係団体の代表監査委員に通知しなければならない。
- 事務局の職員に欠員が生じ、これに伴い後任者を選任した場合は、速やかに、その旨を関係団体の代表監査委員に通知しなければならない。

【関係団体の代表監査委員が協議により定めた者について規約で定める関係団体の代表監査委員が選任する場合】

（事務局の職員の選任方法）

第四条 事務局の職員は、関係団体の代表監査委員が協議して定める職員の候補者について、A市（B市）（以下「代表団体」という。）の代表監査委員がこれを選任する。

- 事務局の職員の定数は、関係団体の代表監査委員の協議により決定する。
- 代表団体の代表監査委員は、第一項の規定により職員を選任した場合は、

速やかに、その旨を関係団体の代表監査委員に通知しなければならない。

- 4 事務局の職員に欠員が生じたときは、代表団体の代表監査委員は、○日以内に、その旨を関係団体の代表監査委員に通知し、第一項の規定により後任者を選任するものとする。

(負担金)

第五条 事務局に関する関係団体の負担金の額は、関係団体がその協議により決定しなければならない。

- 2 関係団体は、前項の規定による負担金を、代表団体に交付しなければならない。
- 3 前項の負担金の交付の時期については、関係団体がその協議により定める。

(特定の事務に要する経費)

第六条 関係団体のうち、特定の団体が専ら当該団体のために事務局をして特定の事務を管理し及び執行させる場合においては、当該団体は、これに要する経費を、前条第一項の規定による負担金とは別に、代表団体に交付するものとする。

- 2 前項の経費は、第七条に規定する特別会計中に計上するものとする。

(事務局に関する予算)

第七条 事務局に関する予算は、代表団体の特別会計とする。

(事務局に関する決算)

第八条 代表団体の長は、事務局に関する決算を代表団体の議会の認定に付したときは、当該決算を、関係団体の長に報告しなければならない。

(事務局に関する関係団体の諸規程)

第九条 事務局に関する条例、規則その他の規程については、関係団体は、これを相互に調整するように努めなければならない。

(事務局の職員の身分取扱い)

第十条 代表団体の長は、事務局の職員の報酬、費用弁償の額及びその支給方法その他職員の身分取扱いに関する条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ関係団体の長と協議しなければならない。

- 2 前項の規定による条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃したときは、

代表団体の長は、当該条例、規則その他の規程を公表しなければならない。

(事務局の職員の懲戒免職)

第十一条 代表団体の長は、事務局の職員の懲戒処分をするとき及びその退職につき承認を与える場合においては、あらかじめ関係団体の長と協議しなければならない。

(補則)

第十二条 この規約に定めるものを除くほか、事務局の担任する事務に関し必要な事項は、関係団体の長が協議して定める。

附 則

- 1 この規約は○年○月○日から施行する。
- 2 関係団体は、施行後に効力を有する第十条第一項の規定による代表団体の関係条例、規則その他の規程を公表しなければならない。